

月報 平成26年 7月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 5月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は前年同月比で、一般が7.6%減、パートは17.2%減で、全体では10.5%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は938人で、前年同月比で5.1%の減少となった。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数は、前年同月比で、一般求人が14.1%減、パート求人は15.0%増となり、全体として5.3%の減少となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業、製造業等で大幅減少、卸売・小売業、医療・福祉業等で大幅増加となった。
- ・月間有効求人数は816人で、前年同月比で28.7%の増加となった。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.23ポイント高い0.87倍となった。  
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.74倍、パートの有効求人倍率は1.17倍となっている。



厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成26年5月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	170	▲ 32.5	▲ 10.5	
	うち男	83	▲ 30.8	▲ 16.2	
	うち女	87	▲ 34.1	▲ 4.4	
	年齢別	～44歳	105	▲ 22.2	▲ 5.4
		45～54歳	26	▲ 38.1	▲ 21.2
		55歳～	39	▲ 48.0	▲ 15.2
	月間有効求職者数	938	▲ 3.6	▲ 5.1	
	うち男	478	▲ 2.4	0.4	
	うち女	459	▲ 4.8	▲ 10.4	
	年齢別	～44歳	469	▲ 0.4	▲ 6.8
		45～54歳	177	▲ 6.3	▲ 16.5
		55歳～	292	▲ 6.7	7.0
求 人 関 係	新規求人数	250	▲ 18.0	▲ 5.3	
	主要産業別	建設業	29	▲ 27.5	▲ 29.3
		製造業	23	▲ 47.7	▲ 56.6
		卸売・小売業	26	0.0	23.8
		飲食店・宿泊業	44	▲ 36.2	▲ 2.2
		医療・福祉	60	22.4	71.4
	月間有効求人数	816	▲ 10.1	28.7	
就 職 関 係	紹介件数	343	▲ 4.5	▲ 3.4	
	うち男	187	▲ 8.8	5.1	
	うち女	156	1.3	▲ 11.9	
	就職件数	104	▲ 13.3	▲ 9.6	
	うち男	57	16.3	23.9	
	うち女	47	▲ 33.8	▲ 31.9	

(パートを含む)

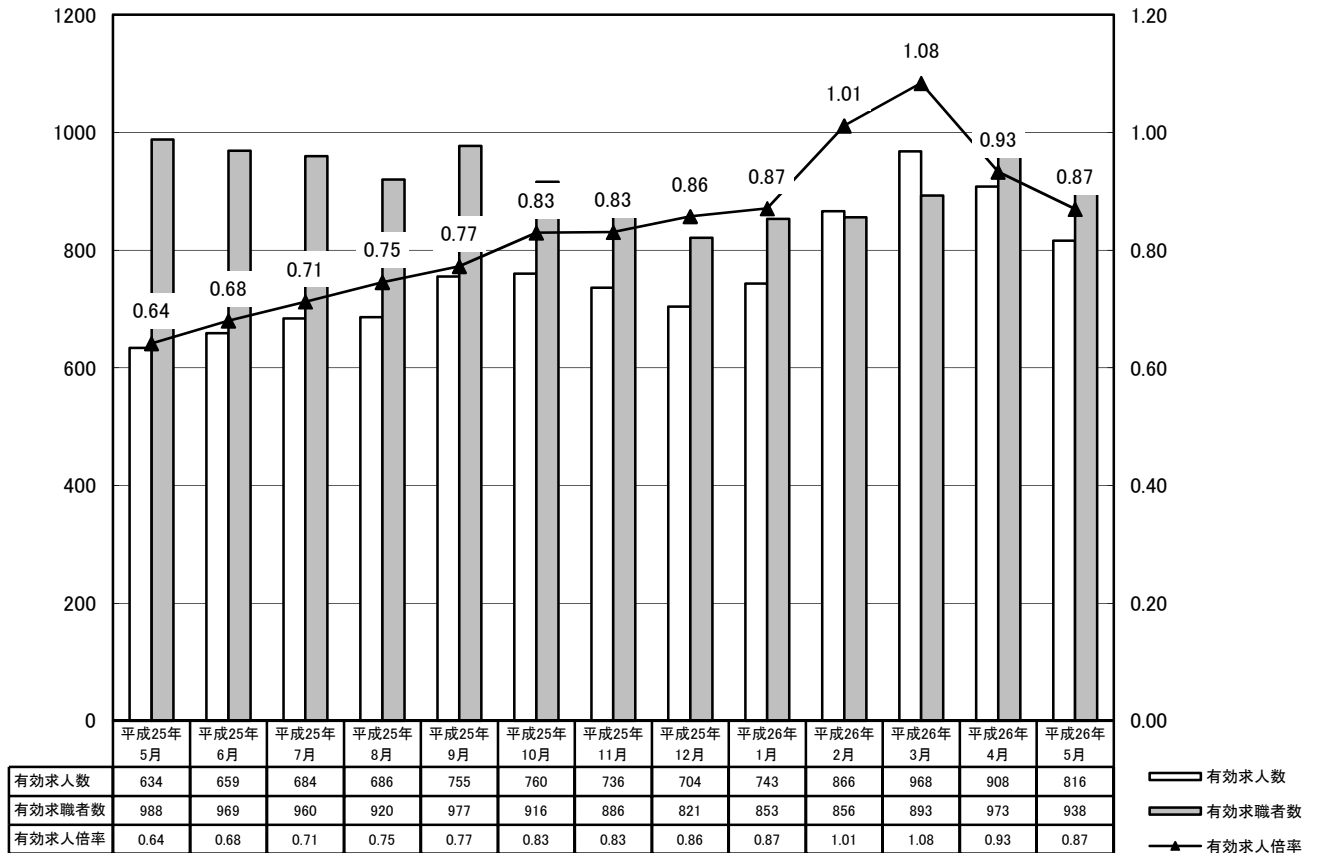
雇用保険取扱状況 平成26年5月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	775	778	790	
	資 格 取 得 者 数	232	336	173	
	資 格 喪 失 者 数	135	331	131	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,995	10,844	10,399	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	53	111	55
		受給者実人員	198	198	274
		支給金額(千円)	22,340	22,853	35,138
	高齢	受給者数	10	15	8
		支給金額(千円)	2,013	3,232	1,663
	特例	受給者数	0	1	2
		支給金額(千円)	0	182	439
	再就職 手当	支給人員	9	11	14
		支給金額(千円)	3,121	2,415	5,029

# 労働市場の動き（平成26年5月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

## 有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



### ◆ 高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の受給者のみなさまへ ◆

平成26年8月1日から支給限度額等が変更になり、みなさまへの給付額が変わる場合があります。

※毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年8月1日に行われる賃金日額の変更に伴い、上記給付の支給限度額も変更になります。

#### 高齢雇用継続給付（平成26年8月以後の支給対象期間から変更）

・支給限度額 341,542円 → 340,761円

※支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額以上であるときには高齢雇用継続給付は支給されません。

・最低限度額 1,848円 → 1,840円

※高齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

・60歳到達時の賃金月額

上限額 448,200円 → 447,300円

下限額 69,300円 → 69,000円

※60歳到達時の賃金が上限額以上（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

#### 育児休業給付（初日が平成26年8月1日以後である支給対象期間から変更）

・支給限度額 上限額（支給率67%） 286,023円 → 285,420円

上限額（支給率50%） 213,450円 → 213,000円

#### 介護休業給付（初日が平成26年8月1日以後である支給対象期間から変更）

・支給限度額 上限額 170,760円 → 170,400円

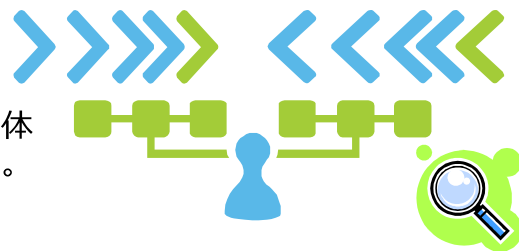
詳しくはハローワーク白石（大河原公共職業安定所 白石出張所）までお問い合わせください。

## ハローワークに申し込んだ求人情報を 地方自治体や民間職業紹介事業者に提供します

ハローワークでは、平成26年9月から、皆さまの求人情報を、職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者に、オンラインにより提供するサービスを開始します。

### メリット

ハローワークのみならず、職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者の求職者からの応募が期待されます。



### 提供対象の求人

全国のハローワークにお申し込みいただいた求人（※）を地方自治体や民間職業紹介事業者に提供します。求人事業主は、ハローワークへの求人提出時に、以下の4パターンの区分から提供方法を選択します。提供の区分は求人申込み・公開後にも変更可能です。

※大卒等求人及び障害者求人も含まれます。

#### 【提供の区分（原則は1）】

- 1 地方自治体、民間人材ビジネスの両方に求人情報を提供
- 2 地方自治体のみ求人情報を提供（民間人材ビジネスには提供しない）
- 3 民間人材ビジネスのみ求人情報を提供（地方自治体には提供しない）
- 4 地方自治体、民間人材ビジネスの両方とも求人情報を提供しない

#### 提供先の「地方自治体」とは…？

- ・職業安定法第33条の4第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う地方自治体**
- ・自ら職業紹介は行わないが、**職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体**
  - ※ 求人者及び求職者から金銭を徴収しない場合に限りです。実際に職業紹介（求人事業主への求職者の紹介）を行う委託先の職業紹介事業者にも求人情報は提供されます。
- ・ハローワークと連携し、求職者に対して職業紹介に準じた個別支援を行う地方自治体
- ・職業安定法第33条の2第1項に基づき**無料の職業紹介事業を行う学校等（中学校・高等学校を除く）**
- ・職業安定法第33条の3第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う特別の法人**

#### 提供先の「民間人材ビジネス」とは…？

- ・職業安定法第30条第1項に基づき**有料職業紹介事業を行う事業者**
- ・職業安定法第33条第1項に基づき**無料職業紹介事業を行う事業者**

